

## 用語解説集

### あ行

#### アメニティ (第2章:2 ㄹ 第3章:4、6 ㄹ 第4章)

一般的には、「市街地の様々な環境における居心地の良さ、快適さ。」とされているが、本マスタープランでは、「人々の生活に密着した環境と空間の質の面を重視した、うるおい、住み心地、にぎわいなどの言葉に象徴される概念」と規定する。

#### アメニティ形成事業 (第1章:1 ㄹ 第3章:6 ㄹ 第4章)

豊島区都市計画マスタープラン及び豊島区アメニティ形成条例に基づくアメニティ形成施策を推進する事業で「公共施設のアメニティ形成」、「民間建築物に対するアメニティ形成」、「重点的な地区のアメニティ形成」、「アメニティ形成のための積極的な対応」の4つの基本施策から構成されている。

#### アメニティ形成届出制度 (第3章:2、6 ㄹ 第5章:2)

アメニティ形成条例により、「戸外空間の快適性を創出し、維持し、又は、増進させること」を目的とし、地階を除く床面積が商業地域で800㎡以上、その他の地域で600㎡以上の建築物を建築する時などには届出が義務づけられている。

#### 家づくり・まちづくり相談 (第5章:2)

街づくり促進のため、住民の方や街づくり団体などに対する相談や援助で、「巡回出張相談」、「街づくり住まいづくりよろず相談所の開設」、「大工さんのあっせん」、「住まいの相談フェアの開催」などをおこなっている。

#### 生垣助成制度 (第5章:2)

接道緑化助成制度

#### NP0(民間非営利組織) (第5章:1)

平成10年に公布、施行された特定非営利活動促進法で定める営利を目的としない『まちづくりの推進を図る活動』などをおこなう「特定非営利活動法人」のこと。

#### 延焼遮断帯 (第3章:3 ㄹ 第4章:8、10、11)

大地震時などの火災の延焼を防止するため、沿線を不燃化し

た市街地を区切る河川、鉄道や幹線道路などのことで、都の「防災都市づくり推進計画 基本計画」の中で考え方がしめされている。

#### オープンスペース (第3章 ㄹ 第4章)

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など建物によって覆われていない土地の総称。

### か行

#### 開発許可制度 (第3章:2、6 ㄹ 第5章:2)

優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域と原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域とに区域区分した都市計画の実効性を担保する手段として、一定規模(500㎡)を超える開発行為を許可制とすることにより、公共施設整備を義務づけ、機能的な都市環境を確保しようとするもの。

\*開発行為とは、主として建築物を建築するなどの目的で、道路等による土地区画の変更や切り土、盛土等による土地形質の変更をすることをいう。

#### 環境マネジメントシステム(ISO14001 ) (第3章:6)

ISOは、国際標準化機構の略。「ISO14000 シリーズ」のことを環境管理システム規格と呼び、平成8年から認証が行われている。14000 シリーズは、14001 が「環境マネジメントシステム」、14010 ~ 14015 が「環境監査」、14020 ~ 14024 が「環境ラベル」というように、環境対策への企業の対応の基準をしめすもの。

14000 シリーズの認証を得ることは、地球環境、社会環境に配慮している企業の資格を持つことになる。

#### 環境と共生する住宅 (第3章:6)

環境への負荷の低減と自然とのふれあいをコンセプト(概念、着想)とし、省エネルギー、水循環、緑化、人間以外の生物への配慮、適切な廃棄物処理など、地球環境へ総合的配慮がなされた住宅。

#### 救援センター（第3章：3）

従来の地域防災センター制度の拡充を図り、平成8年度より、新たに全区立小中学校及び都立高等学校3校を救援センターとして指定し、災害者の救援救護活動を的確におこなえるよう、防災行政無線及び小型消火ポンプ(DI級)などの他、資器材や医薬品などの整備をすすめている。

#### 狭あい道路拡幅整備事業（第1章：1 〓第3章：2、3、5 〓第4章 〓第5章：2）

建築物を建て替える時などに、地権者の承諾のもと幅員4mに満たない道路を拡幅整備する事業。

#### 業務商業施設マスタープラン（第3章：4）

東京都心部へ業務商業施設が過度に集中することを是正し、均衡のとれた都市を形成するために、東京都が策定した計画。業務施設や商業施設を対象として、今後あるべき姿と課題を都市構造や社会環境などの多角的側面から展望するとともに、多様な魅力と活力を維持しながら、持続的に成長していくための都市づくりの方向性をしめすもの。

#### 業務商業重点地区（第3章：4）

業務商業機能の積極的な育成又は再編をはかるとともに、住宅や公共的空間などを含めた良好な市街地環境を形成するために、一定の都市づくりの目標を定め、総合設計制度、再開発地区計画制度など、公共と民間が協同して良質なまちづくりをおこなうために用意された手段を活用しながらその目標の実現に努める地区。

#### 居住環境総合整備事業（第3章：2、3、5、6 〓第4章）

老朽住宅などが密集していることなどにより、住環境が劣っていると認められる地区において、老朽住宅などの除却、建て替えを促進し、あわせて地区施設の整備を総合的におこなう事業。

現在豊島区においては、「東池袋四・五丁目地区」、「染井霊園周辺地区」、「上池袋地区」及び「南長崎二・三丁目地区」の4地区で事業を実施している。

#### ケアハウス（第3章：5）

「ケア付き老人ホーム」のこと。独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者を対象とする軽費老人ホーム。

#### 劇場都市空間づくり（第3章：4）

豊島区地区別整備方針の補完計画である副都心整備基本計画で提案された。

「劇場都市」は、快適な広場・空間を創出し、開かれた都市の「出会い」、「ふれあい」、「ときめき」を演出することにより、新しい都市生活のスタイルを支えようとする都市空間全体のイメージである。

#### 建築協定（第4章：8～11）

住宅地としての環境や、商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するために、土地所有者などがその全員の合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関して定めた協定。

#### 建築線（第4章：11）

建築基準法の施行(昭和25年)に伴って廃止された市街地建築物法に定められていた制度。道路と敷地の境界線をそれ以上建築物が突出してはならないという意味で建築線と称した。よって2本の建築線に挟まれた部分が道路ということになる。なお、建築線間の距離が4m以上のものは、建築基準法附則によって建築基準法の道路とみなされる。

#### 公共的建築物への福祉環境整備指導（第5章：2）

公共性の高い建築物の新築、増築などの時に、「誰もが安全で快適、便利にすごせるように」建築主の方に建物のバリアフリー化など整備、改善について協力をお願いしている。また、福祉環境整備に要する費用の一部を助成する制度もある。

#### 合計特殊出生率（第2章：1）

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均子供数に相当する。

#### 耕地整理事業（第1章：1〔第4章〕）

明治時代に制定された農耕地を整備するための耕地整理法（昭和24年度廃止）に基づいておこなわれた土地区画整理事業。

#### コージェネレーション（第3章：6）

エネルギーの多段階利用を行う設備で、燃焼により発生する熱の高温部から動力（発電機に用いられる）を、動力が作られる際の廃熱などから熱を取り出し、電気と熱をあわせて供給するシステム。

清掃工場の余熱利用など熱源付近で用いるため熱の輸送に伴うロスも少なくなる。

#### コーポラティブハウス（第3章：5）

家を建てたい人が組合を組織し、企画立案から土地の手当てなどのすべてを自分たちで行う住宅建設方式による住居。

#### コレクティブハウス（第3章：5）

個人や家族がそれぞれ独立した住戸に居住して自立した生活を行うとともに、食堂、共用室等の共用スペースをもち、そのスペースを居住者自身が共同で利用、管理していく共同生活型住居。

## さ行

#### 財団法人豊島区街づくり公社（第1章：1〔第5章：1〕）

従来の行政によるまちづくりを補完するとともに、住民主体のまちづくりを支援する公平で信頼性の高い組織として、民法に基づいて、平成元年4月、区が基本財産を全額（3億円）出捐して設立された。

#### 市街地開発事業（第5章：1）

計画的な市街地形成を図るため、公共施設の整備とともに宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業で都市計画として定められる事業。

#### 市街地再開発事業（第3章：4〔第4章：5〕）

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新をはかるために、公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備などをおこなう事業。事業区域内の権利者の権利の処分方法の違いによって、第1種市街地再開発事業（権利変換方式）と第2種市街地再開発事業（管理処分方式）とに区分される。

#### 重点整備地域（第3章：3）

防災都市づくり推進計画

#### 重点地区（第3章：3）

防災都市づくり推進計画

#### 情報公開条例（第1章：2）

「東京都豊島区行政情報の公開に関する条例」の略。行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、行政情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、区民の区政への積極的な参加を推進し、区政に対する一層の理解と信頼を深めることを目的として昭和59年に制定された。

#### 情報公開法（第1章：2）

平成11年に公布された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の略。国民主権の理念にのっとり、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的としている。

#### 巢鴨御薬園（第4章：2）

延宝年中以前は、藤堂家抱屋敷の一部であった。その後、「年月不詳同人右抱屋敷の内当所の方百姓地え戻」ったあと、明和6（1769）年、「御林（伊奈半左衛門領地）に変わり、寛政10（1798）年ごろ幕府のお抱え医師渋江長伯の「御預御薬園」となった。

#### 接道部緑化助成制度（第3章：6）

道路中心から2m以上の道路に面する敷地内の部分を生け垣、植え込み中高木など、「接道緑化」の造成費用の一部を助成

する制度。

#### 総合設計制度（第3章：6）（第5章：2）

建築基準法第59条の2により、一定規模以上の建築敷地について土地の有効かつ合理的利用と公共的空地（公開空地）の確保によって市街地環境の整備改善を図る制度。

## た 行

#### 建物の更新（第1章：1）（第3章：5）

建築物の新築、改築などのこと。

#### だれにでもつかいやすいデザイン（第3章：5）

ユニバーサルデザイン

#### 地域地区（第3章：1）

都市計画法に基づき都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用をはかるもの。

具体的には、用途地域、特別用途地区、その他の地域地区に大別される。

#### 地域冷暖房（第3章：6）（第4章：5）

プラントを設け、そこで温水、冷水、蒸気など必要な熱媒体を集中的に製造し、導管を通じてこれを一定区域内の建物に供給する設備。

#### 地区計画（第3～5章）

住民の生活に結びついた地区を単位として、道路・公園などの配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じ、きめ細かく定めるまちづくりの計画。

#### 地区防災まちづくり支援事業（第1章：2）

区民の自主的な防災組織による地区防災調査や防災まちづくり計画の作成などを支援し、地区レベルでの防災まちづくりを促進する事業。

#### 昼間人口（第1章：1）（第2章：1）

同一の場所に三ヶ月以上居住する人の数に、その地域へ通勤、通学で流入する人口を加え、更にその地域から通勤、通学で流出する人口を差し引いた人口。

#### 中高層建築物集合住宅建築指導要綱（第3章：6）

東京都豊島区住宅基本条例に基づいて、良好な集合住宅の確保と円滑な近隣関係につとめるため、中高層の集合住宅の建築に関する指導基準を定めている。

#### 中高層集合住宅およびワンルーム形式集合住宅の建設への指導（第5章：2）

中高層建築物集合住宅建築指導要綱。

#### 月三椎名町元講（第4章：12）

本区には、代参講を含む霊山名社の講として富士講などがあった。区内の富士講は、月三講の流れが多く（寛政・享和の頃、椎名町の三平忠兵衛によって組織された講社で講名は、三平の姓からとったもの）、昭和54年、国の重要有形民俗文化財に指定された豊島長崎富士塚は、高松の浅間神社境内にあり、文久2（1862）年、長崎村の月三椎名町元講の人々によって築造された。

\* 講には、いろいろな種類がある。信仰を目的として結成された講は数多くあり、また、信仰的なものとは関係のない互助的なものや娯楽的なものもある。信仰的なものの中に、古来からある里村に滲透して村人の中に講ができ、それが広がっていった。霊山名社から遠く離れた地域まで、その信仰集団が結成された。これらの遠隔地の講と霊山との間を結びつける布教者として御師が活躍し、講の中の多くは代参講という形をとっていた。

#### 東京都市計画「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」（序章）

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために都市計画区域内に定める区域が、市街化区域及び市街化調整区域であり、都市計画法第7条第4項により都道府県が、その区分とこの方針を都市計画に定めることとされている。

### 東京都震災予防条例（第1章：1）

新潟地震を契機に、昭和46年に制定された。条例の前段には、「東京は、都市の安全性を欠いたまま都市形成が行われたため、その都市構造は地震災害等に対するもろさを内包している。東京を地震による災害から守るためには、必要な措置を急がなければならない。」とある。この条例に基づいた第1次震災予防計画以来、3～5年毎に見直しが行われている。平成8年には、第6次計画が「阪神・淡路大震災の教訓を生かし、都民要望、都議会、マスコミ、調査団報告等の提言の内容並びに社会経済状況の変化を反映し、加えて事業の緊急度、重要度、効率性に応じた年次別展開及び分散とネットワーク化など防災の基本ともいふべき実効性あるしくみづくりに配慮する。」を基本方針として策定された。

### 特別用途地区（第3章：1）

都市計画法に基づき、用途地域内において地域的要請からする土地利用の増進、環境の保護などを図るために定める地区。

### 都市型産業（第3章：4（第4章：8））

本マスタープランでは、大消費地に速く、無駄なく必要とされる産業をいう。たとえば、印刷業や情報関連産業など。

### 都市基盤（第1章：1）

都市の骨格を成す道路や公園等のこと。

### 都市計画（序章）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

### 都市計画道路（第1章：1（第3～4章））

都市計画法に規定された都市施設の内、都市計画決定された交通施設の種類。

### 都市計画マスタープラン（序章）

平成4年の都市計画法の改正により、第18条の2に創設された、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の別称。市町村は、「基本構想」と広域的な都市計画の基本計画である「整備、

開発又は保全の方針」に即して都市計画マスタープランを定めることが義務づけられた。

### 都市復興マニュアル（第3章：3）

阪神・淡路大震災を教訓として、東京に大震災が発生した場合の迅速かつ円滑な都市復興を推進するための行動手順と計画立案の指針をしめすものとして、平成9年度に東京都が策定した。

### 都市防災不燃化促進事業（第3章：3（第3章：5））

大地震による火災などの延焼の防止と避難者の安全を確保するため、避難地、避難路及び延焼遮断帯の周辺など不燃化促進区域内における耐火建築物の建築に対して助成金を交付することにより、不燃化の促進をはかる事業。

### 豊島区一般廃棄物処理基本計画（第3章：6）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例により、本区の区域内で発生する一般廃棄物について計画的なごみ処理の推進をはかるための基本方針並びにごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的な事項を定めることを目的に平成12年3月に策定された。

### 豊島区環境管理計画（序章（第3章：6））

従来の公害防止対策を一層充実するとともに、安全で健康な環境を確保し、人と自然が調和した環境への負荷の少ない社会を作るために区の環境問題を明らかにし、豊島区が目指す都市像『暮らし豊かに ところ輝く都市』を環境面から総合的、計画的に実現するために、平成8年度に策定された。

### 豊島区基本構想（序章）

地方自治法に基づき、総合的かつ計画的な区政運営の指針となるものとして、豊島区基本構想審議会の答申及び区議会の議決を経て、平成7年3月に策定された。昭和56年に策定された、最初の基本構想の理念を発展的に引き継いだものである。

基本構想は、21世紀における豊島区のあるべき将来像（め

ざすべき都市像として、暮らし豊かに ころ輝く都市を掲げている。)を描くとともに、区民、事業者、行政が協働して実現に取り組む、地域社会づくりの方向をしめすものである。

#### 豊島区基本計画 (序章)

「基本構想」の実現を目的とする区政の基本指針であり、豊島区基本構想審議会の答申を受けて、平成9年1月に策定された。

計画の性格としては、次の～を掲げている。

区が推進する施策を体系的、総合的に明らかにした行財政運営の指針。

区の各分野の補完計画を総合的に調整する指針。

国、都及びその他の関係機関、民間組織などが進める計画や事業を調整し、誘導していくための指針。

区政と区民とのパートナーシップに基づき施策を展開していくための指針。

\* 豊島区基本構想審議会は、豊島区基本構想審議会条例(平成6年3月30日条例4号)の施行により、同年5月23日に第1回が開かれた。

#### 豊島区住宅マスタープラン (序章)第3章:5)

豊島区内の住宅は、敷地規模の小さいものが多く、その約半数が、4m未滿の狭い道路に接している。また、住宅の規模も最低居住水準に満たない世帯数が23区平均より多くなっている。区では、住宅の質の改善、高齢社会に対応した住宅の整備、バランスのとれた年齢構成や世帯構成の確保など、住宅・住環境の課題に的確に対応するため、豊島区住宅基本条例を制定するとともにこのマスタープランを策定し、総合的な住宅施策を推進している。

#### 豊島区地域防災計画 (序章)第3章:3)

災害対策基本法による東京都豊島区防災会議(豊島区防災会議条例、昭和38年7月18日条例第11号)が作成する計画で、防災関係機関(区、東京都関係機関などの防災機関)が、地域にかかる災害に関し災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、区の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護すること

を目的としている。

#### 豊島区地区別整備方針 (序章)第1章:2)

21世紀に向けた「街づくり方針」として区民一人ひとりの日常の生活実感と生活の場である地区に視点を置いた“地区からの街づくり”をすすめて、街の将来と街づくりの実践を見えるものにするを目的に、平成2年に任意で策定された都市計画マスタープランの前身。

#### 豊島区都市計画審議会 (第1章:2)

豊島区都市計画審議会は、建設省通達による設置指導等を受け、都市計画行政の円滑な運営をはかるため(地方自治法により)区長の附属機関として、昭和51年に発足した。

平成11年の都市計画法の改正(平成12年4月1日施行)により、市町村都市計画審議会の設置が盛り込まれることにより、同法及び「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」に基づき、東京都豊島区都市計画審議会条例を改正し、趣旨及び法的設置根拠規定の追加等を行う。

#### 豊島区みどりと広場の基本計画 (序章)第3章:6)

平成6年の都市緑地保全法改正により、都市における緑地の適正な保全及び緑地の推進に関する措置を、総合的かつ計画的に実施するために、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定めることができるようになった。また、区では平成4年に地区別整備方針の補完計画として「みどりと広場の基本計画」を既に策定していたので、現在、これを発展、継承するかたちで新しい『みどりと広場の基本計画』を策定作業中である。

#### 都心共同住宅供給事業 (第3章:5)

平成7年の「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」の改正によって創設されたもので、職住が近接した住宅の供給を促進するため、従来の諸制度(主として、優良建築物等整備事業、住宅市街地整備総合支援事業)の活用を、補助要件の緩和、補助内容の拡大、税制上の優遇、公庫融資条件の優遇などにより推進する事業。

#### 特定非営利活動促進法(NPO 法) (第1章:2)

ボランティア活動をはじめとする、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進するために、平成10年に公布、施行された。

#### 土地区画整理事業 (第1章:1) (第4章)

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質や公共施設の整備に関する事業。

#### 土地利用現況調査 (第1章:1)

都市計画法に基づく基礎調査の一部。都市計画策定のための基礎資料となる。

## は行

#### ハートビル法 (第2章:5) (第3章:6) (第4章)

平成6年に施行された「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称。高齢者、身体障害者その他で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者が、円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより、建築物の質の向上をはかり、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。

#### バリアフリー (第3章:5)

バリアとは、障害のこと。障害者、高齢者などの存在や行動を差別したり、妨害するものを意味し、都市環境、建築物などの物理的なバリア、人間の意識や態度、行動などの背景にある心理的なバリア、さらに社会制度におけるバリアなど全てを取り除くことがバリアフリー。

#### ビオトープ (第3章:6)

自然環境を保全あるいは創造する際の基本となる単位であると同時に、野生の動植物や微生物が生息し、自然の生態系が機能する空間。

#### ファクトリーショップ (第3章:4)

製造直売店。

#### 福祉のまちづくり (第2章:3) (第3章:6) (第4章)

障害者や高齢者などを含めたすべての人々が安全かつ快適に暮らせる地域環境を創出するために、都市施設の福祉環境を整備し、ノーマライゼーション思想の普及・啓発や地域福祉活動の推進をはかること。

ノーマライゼーションとは、障害者を特別視することなく、一般の人々と平等に、かつ一般の社会で普通(ノーマル)の生活が送れることを趣旨とする考え方。

#### 不燃化率 (第1章:1) (第3章:3)

一定区域内の全建築物に対し、耐火建築物の面積の割合を建築面積ベースと延べ床面積ベースで算定する方法がある。都市防災不燃化促進事業では10年間に前者の方法により70%を目標に事業化をはかるもので、70%が延焼防止の効果など都市防災上の目標の目安とされている。

#### 防災再開発促進地区 (第3章:3) (第3章:5)

『密集市街地の土地の区域内の各街区について防災街区(特定防災機能が確保され、及び土地の合理的かつ健全な利用がはかられた街区)としての整備をはかるため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進するべき相当規模の地区』として、平成9年に公布された「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(密集整備法)」によりさだめられた。

防災再開発促進地区に都市計画決定されることによって、防災上有効な建て替えへの補助、従前居住者への支援、新しい地区計画制度の活用が、可能になる。防災上有効な建て替えへの補助については、従来に加え「一定の要件を満たす防災上有効な共同又は協調建て替えについては、建て替え後の用途・階数に関係なく補助の対象」となる。また、区長が延焼等危険建築物の所有者に対し、除却を勧告できる制度であり、除却勧告を受けた賃貸住宅の所有者は、居住安定計画を策定し、区長の認定を受けることができる。この認定によって、区が身近な地域に代替住宅を確保し、必要に応じて家賃・移転料などの支援をおこなう。

\* 特定防災機能とは、火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。

\* 共同建て替えとは、2 つ以上の敷地に、2 人以上の所有者が一緒に一つの建築物を建てることであり、協調建て替えとは、隣り合った2 つ以上の敷地で、設計上の一体性に配慮した建築物を、それぞれの敷地に建てること。

\* 居住安定計画とは、居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却に関する計画をいう。

\* 延焼等危険建築物とは、大規模地震時に著しい延焼被害をもたらすなどの可能性が高い建築物のこと。

### 防災生活圏（第3章：3）

大地震時の市街地大火から区民の生命及び財産を守るため、道路、公園、鉄道などの延焼遮断帯を整備するとともに、延焼遮断帯に囲まれた区域において防災市民組織の育成などをおこない、ハード、ソフトの両面から防災対策を進めることにより防災生の高い生活圏を形成するものであり、「逃げないですむまち」づくりをめざすものである。

### 防災生活圏促進事業（第3章：3、6）（第4章：4、5、7）

防災生活圏の形成を具体的に促進するため、防災生活圏の外郭を形成する延焼遮断帯の整備とこれに囲まれた圏内での防災まちづくりを総合的に進めていくための事業。

### 防災整備水準(防災まちづくりミニマム)（第3章：3）

区内全域の地区レベルで達成すべき項目で、市街地整備を進める上で「防災生活圏の外郭の形成」、「地区防災道路網の整備」、「地区防災まちづくり拠点整備」の3つのこと。

### 防災センター（第3章：4）

災害時に災害対策本部が設置されるなど、防災活動の中核拠点としての役割を持つ。

また、平常時には、防災要因のみならず、区民の防災意識の高揚を図るため、施設の見学、訓練、体験を通して防災教育や防災訓練が常時おこなえる施設を併設している。

### 防災都市づくり推進計画：重点整備地域・重点地区（第3章：3）

地震に強い都市づくりの推進を図るため、都市防災施設基本計画の内容を取り込み、防災都市づくりを推進するための施策展開の基本的な方向を示す基本計画(平成8年3月)と、これに基づいて各事業主体が防災都市づくりに係わる事業を総合的、重点的に展開していくための指針である整備計画(平成9年3月)からなるもので東京都が策定した。

基本計画では、整備対象地域の中でも危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の甚大な被害が想定される地域として、19区にわたり25地域の重点整備地域を設定した。

また、重点整備地域の内、防災上の整備効果が高く、地元の事業熟度の高い地区を重点地区として具体的な整備計画を策定することとし、木造住宅密集市街地の防災性の向上のほか、防災活動拠点、避難地の整備やこれに至る避難誘導の強化など、広域的な整備効果を評価するとともに、既存事業の実施に伴う地元組織の存在、基盤整備事業の導入の可能性などを勘案して11地区を設定した。

### 保護生け垣・樹木・樹林制度（第3章：6）

大きな樹木、樹林や生け垣など貴重な緑を保護するために、所有者、管理者の協力を得て、保護樹木などに指定しています。指定した樹木などは、標識を付けて、維持管理に要する費用の一部を助成する制度。

## ま行

### まちづくり（第1章：1）（第4章）（第5章：1、2）

地域住民が協同して、あるいは区と協力して、自らが住み、生活している場を、地域にあった住みよい魅力あるものにしていく諸活動。

### まちづくり協議会（第1章：1）（第5章：1、2）

住民自らが計画を立案、提案し、また、地元と行政との橋渡しを行うまちづくり協議組織。

## 街づくり公社

財団法人豊島区街づくり公社

## まちづくりセンター（第5章：1）

住民の自主的なまちづくり活動に対して、援助することを目的とした地域のまちづくりの拠点。

## 街づくり大学（第1章：1）（第5章：3）

区民を始め街に興味を持った人が、まちづくりに参加していくための手法を経験を通じて学べ、まちに対する見方や考え方が広がる講座であり、街づくり公社が独自に企画した事業である。平成11年度末で、300名を越える人が自由な発想を生かし、「豊島区」がよりよいまちになるための調査・研究に参加し卒業した。

## 緑のプロムナード（第3章：4）（第4章：5）

緑を楽しみながら、ゆったりと歩ける歩行者動線として整備している。池袋駅東口から池袋駅前公園を抜け、池袋大橋を通って清掃工場及び健康プラザ豊島に至る。

## 緑の保護育成指導（第5章：2）

身近な「みどり」を守り、育てるために 苗木の無料配布 樹木リサイクルの仲介(緑の銀行) 保護樹木などの指定と補助 接道部緑化助成 みどりの協定 みどりの相談 などの各種事業をおこなっている。

## 木造住宅密集地域（第3章：3,5）（第4章：10,12）

老朽木造住宅などが高密度に集中し、さらに道路や公園など公共施設が未整備な地域。

## や行

## 夜間人口（第1章：1）（第2章：1）

同一の場所に三ヶ月以上居住する人の数。

## 優良再開発建築物整備促進事業（第5章：2）

建築物の協同化、高度化により一定基準以上の空地を確保

し、良質な建築物を建築することにより、市街地の整備改善をはかる制度。

## ユニバーサルデザイン

大人も子供も、高齢者も若い人も、障害を持つ人も持たない人も、すべての人々が、暮らしやすい使いやすいまちを創造すること。

## 用途地域（第3章：1）

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づいて定めるもので、建築基準法により、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限をおこなう制度。

## ら行

## 緑地協定（第4章：8～11）

都市緑地保全法により、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定。

## 緑被率（第1章：1）

定まった定義はない。一般には、ある地域又は地区において緑被地の占める割合のこと。